

平成 22 年 3 月 25 日  
理事長裁定

## 学校法人君津学園情報公開等に関する規則

### (目 的)

第 1 条 この規則は、学校法人君津学園教職員行為規範基本規則第 9 条第 3 項の規定に基づき、学校法人君津学園（以下、「学園」という）の設置する各学校（以下、「各学校」という。）が、情報の積極的な提供を行うため必要な事項について規定することを目的とするものとする。

### (公開する情報等)

第 2 条 この規定に基づき公開する情報は、各学校の教職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、各学校の教職員が組織的に用いるものとして、各学校が保有しているものとする。

### (公開対象者)

第 3 条 この規定に基づき情報を公開する対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 各学校の学生、生徒及びそれらの者の保護者、保証人並びにこれらの地位にあった者
- (2) 学園の設置する幼稚園の幼児の保護者
- (3) 各学校に入学を希望する者及びそれらの者の保護者
- (4) 学園に勤務する教職員又は教職員であった者であって、他の学校の教職員ではない者
- (5) その他、学園に対して情報の公開を求める正当な事由があると理事長が認めた者

### (情報の公開)

第 4 条 情報の公開請求があったときには、各学校の長は第 2 条に規定する文書等を公開するものとする。ただし次の各号のいずれかが記録されている情報はこの限りではない。

- (1) 個人に関する情報であって、氏名、生年月日、その他の記述、映像によって特定の個人が識別できるもの（複数の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）
- (2) 特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお個人の権利、利益を害する恐れのあるもの
- (3) 学園又は各学校に関する情報であって、公にすることにより学園又は学校の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるもの
- (4) 学園又は各学校の要請により、公にしないと明示的又は黙示的に示した条件の下に任意に提供された情報であって、学園又は各学校の通例として公開しないとされているもの
- (5) 公にすることにより、公共の安全と秩序を乱しまたは善良の風俗を害する恐れのあるもの
- (6) 学園又は各学校の内部において審議、協議又は検討中の事項に関するもの
- (7) 学園又は各学校の教職員が教育、保育、研究その他の業務の過程において私的に作成した備忘録、研究メモ、指導案等に該当するもの

(8) 学園又は各学校の運営上の正当な利益を害する恐れのあるもの

(9) 学園又は各学校の長が、上記に類するものとして公開を留保したもの

(情報の部分公開)

第5条 第4条但し書き各号に規定されている情報であって、部分的に公開を避ければ各号に掲げる危惧等が避けられ、かつ公開の目的が達するものと判断される場合においては、各学校の長はその情報を公開するよう努めるものとする。

(情報公開担当者及び補助者)

第6条 各学校の長を持って、その学校に関する情報の公開事務担当者とする。

2 学園に関する情報の公開については、法人本部事務局長をもって情報の公開事務担当者とする。

3 各学校の副学長、副校長又は副園長を持って、その学校に関する情報の公開事務補助者とし、情報公開の受付担当者とする。副学長、副校長又は副園長を置かない学校については、その学校の事務局長又は事務室長を持って公開事務補助者とする。

(情報公開の方法)

第7条 情報公開に関する照会を受けた教職員は、前条に規定する情報公開の受付担当者を教示するものとする。

2 情報公開事務補助者は、情報公開の請求を受けたときには情報の公開事務担当者と協議し、情報の公開を行うものとする。

3 情報の公開を行わない場合においては、第4条但し書き各号に規定されている事由のいずれかを示して公開を行わないことを請求者に速やかに通知するものとする。

(情報公開に関する統括)

第8条 学園における情報公開に関する事務統括者を法人本部企画室長とする。

2 企画室長は、各学校における情報公開事務を統括し、公開の実施について助言、指導を行うものとする。

3 情報公開の請求があった場合、情報公開事務補助者は、企画室長の助言と指導によりその事務を処理するものとする。

(細則の制定等)

第9条 各学校の長又は法人事務局長は、この規則を実施するために必要な細則を制定することができる。

2 学校法人君津学園財務書類等閲覧規程第2条に規定する財務書類等の公開については、同規程の定めるところによるものとする。

附則 この規則は、平成22年4月1日から施行する。